


環境省・オフセット・クレジット（J-VER）制度認証委員会
（事務局：気候変動対策認証センター）御中

平成23年9月5日

オフセット・クレジット（J-VER）プロジェクト登録依頼書

オフセット・クレジット（J-VER）制度における妥当性確認が終了しましたので、プロジェクト登録を依頼します。

プロジェクト名 ¹			
北秋田地域振興事業における上小阿仁村 J-VER プロジェクト			
【依頼者】 プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	グリーンプラス株式会社(グリーンプラスカブシキガイシャ)		
住所	東京都千代田区神田神保町 1-7 日本文芸社ビル 9F		
代表者氏名	飯田泰介	代表者役職	代表取締役
担当者氏名	松本哲弥	担当者 所属部署・役職	クレジット開発事業部
担当者 E-mail	t.matsumoto@green-plus.co.jp	担当者電話番号	03-5720-5599
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	大館北秋田森林組合(オオダテキタアキタシンリンクミアイ)		
プロジェクト参加者名	仏社三部落(上・下・杉花)(ブツシャサンブラク) 五反沢連合部落(ゴタンザワレンゴウブラク) 上小阿仁村(カミコアニムラ)		
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	グリーンプラス株式会社(グリーンプラスカブシキガイシャ)		
	以下のうち当てはまる項目に☑ <input checked="" type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。		
妥当性確認機関			
妥当性確認機関名	JACO CDM		

¹ プロジェクト名は、抽象的な表現を避け、「〇〇県△△事業者による□□（排出削減技術）を用いた温室効果ガス排出削減事業」のように、先にプロジェクト実施場所やプロジェクト事業者名を入れる等により、第三者に事業内容が伝わりやすいものとしてください。但し、事業の愛称やキャッチコピーをサブタイトルとしてつけていただくことは可能です。

プロジェクト情報

プロジェクト概要²

【プロジェクトの目的・内容】

本プロジェクトは、森林施業計画に基づいた、適切な間伐の実施による対象森林の健全性を確保するとともに、CO2 吸収量の維持・増加を目的としている。

J-VER クレジット発行による追加的資金により、持続可能な森林経営を実現し、それに伴う新規雇用の創出や低炭素化社会実現の一助とする。また、本プロジェクトは北秋田地域振興事業の一角に位置づけられ、秋田県では初となる本 J-VER プロジェクト対象地を使用し、J-VER 制度の更なる普及や周辺地域の経済活性化など、多面的な効果を発揮することを狙いとし、北秋田市、グリーンプラス (株)、内陸縦貫鉄道株式会社などの協働による地域振興型間伐ツアー企画も本プロジェクトと運動して進められている。すでに 2010 年はクレジット購入企業様・購入検討者様など 3 回の森林体験ツアーをご提供し、延べ人数で 100 名を超える来訪者がこの山村へと足を運び、森林に親しむほか飲食宿泊など経済効果をもたらした。プロジェクト参加者だけにとどまらず、大きな意味でステイクホルダーともいえる上小阿仁村民へのベネフィットシェアも目的としている。

【適格性基準との整合性】

適用方法論 No.R001 ver.4.1 に定められた下記の適用条件を満たしている。

■条件 1

本プロジェクト対象地は森林施業計画対象の森林であり、また森林法第 5 条に定める森林である。

■条件 2

森林施業計画対象林の中で、施業計画期間 2007 年 9 月 1 日から 2013 年 8 月 27 日までの期間に間伐が行われる林分を対象とする。

クレジット発行期間内に本プロジェクト対象地の土地転用はない。また施業計画期間内に主伐は計画されていない。

■条件 3

本プロジェクト対象地は森林施業計画の認定を受けており、持続的な森林経営の対象地である。

【法令遵守状況】

森林・林業基本法、森林法、間伐等促進法に該当し、それぞれの法令を遵守している。

【採用技術】

機器名	メーカー	耐用年数	導入時期	備考
ポケットコンパス	牛方商会	5 年	H20/4	面積測量機
TRU PULSE 200	レーザーテクノロジー社	5 年	H21/4	樹高測定器
輪尺	牛方商会	-	H17/4	胸高直径測定機
樹海	東光産業株式会社	-	H17/4	測量システムソフト
チェーンソー	個人購入の為特定不可	-	-	-
MST-1100	コマツ	-	H13/7	キャリア
PC-78US-	コマツ	-	H13/7	グラップル
PC-138US 8	コマツ	-	H20/1	ハーベスタ
OREGON450	GARMIN	-	-	緯度経度測定機

² プロジェクト概要は、プロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA/QC 体制等に関することを 2 ページ以内で具体的に記述してください。

【モニタリング方法】

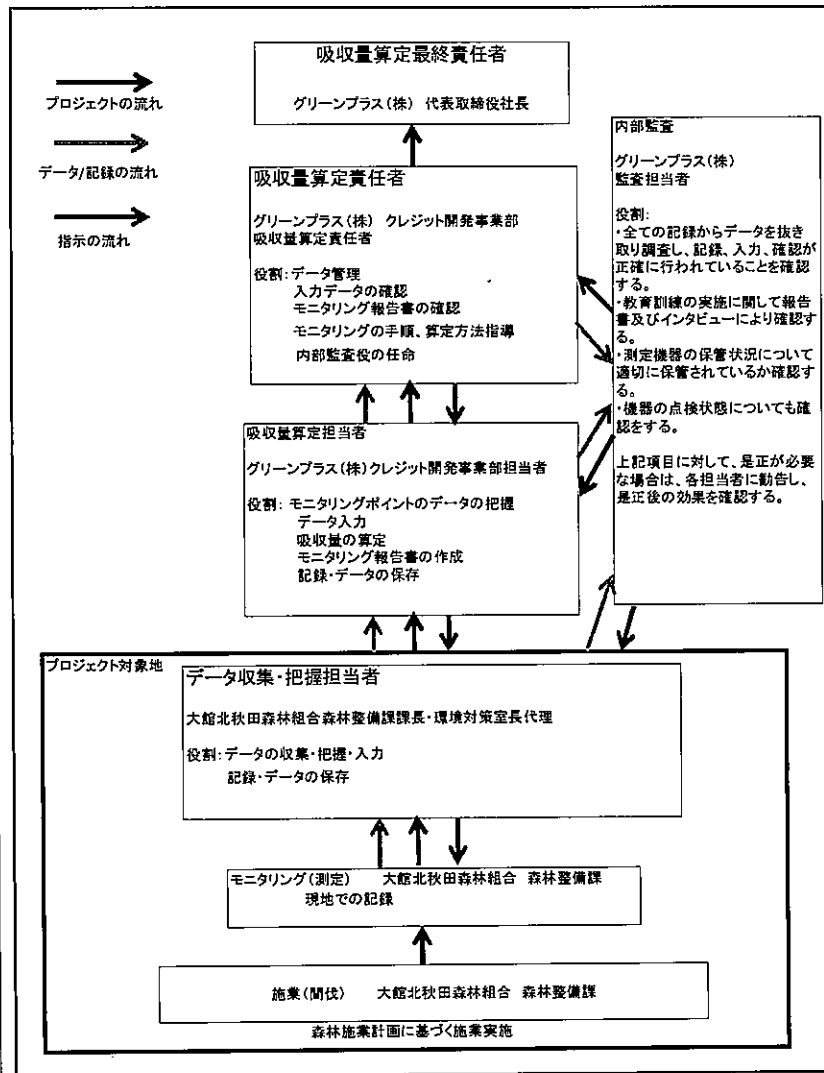
モニタリング項目	測定方法の詳細
活動量	間伐が実施された領域ごとに、コンパス測量を実施
拡大係数	京都議定書3条3及び4の下でのLULUCF活動の補足情報に関する報告書に基き、樹種ごとに決定する。
容積密度	
地下部率	
幹材積成長量	秋田県林分収穫表から当該林齢・地位級の材積を参照
地位	対象となっている小斑について、モニタリングガイドラインに従って、平均樹高を測定し、地位級を特定

【GHG 算定式の方法論への準拠性】

方法論 No.R001 ver.4.1 に示される吸収量の算定式に準拠している。

【モニタリング体制】

下記の図の通り、モニタリング体制を整えている。



【QA / QC 体制】

(1) 教育・訓練

モニタリングにおける手順や算定基準に対する教育・訓練を実施する。
具体的には、モニタリング体制、モニタリング手順、測定器の点検(同型コンパスを用いたチェック)、
建物など樹木以外を測定しての樹高測定機器のチェック等)・維持管理の方法等についての説明を行う。

グリーンプラス(株)と大館北秋田森林組合で年に一度、モニタリングの直前に担当者が相互研修を行う。
(第1回は2010年7月12日実施、第2回は2011年7月27日実施)

■ 研修内容:

グリーンプラス-大館北秋田森林組合

- ・モニタリング方法(プロット調査の手順等)
- ・記録・データの管理・保存方法
- ・使用機器の保管についての確認
- ・CO2吸収量算定の概念説明

大館北秋田森林組合-グリーンプラス

- ・森林整備技術(特にスギの人工林について)
- ・森林整備機材の取り扱い方法
- ・補助金などの各種関連法の説明

(2) 情報の管理・保管

検証機関が純吸収量の算定結果を再計算できるように、純吸収量を算定するために使用した
全てのデータを文書化し、電子データとして保管する。

■ 管理・保管される文書、記録及び電子データ

- ・教育資料、報告書 ・電子データ、文書 ・モニタリング記録
- ・モニタリング報告書 ・監査計画書、報告書 ・各種証拠書類のコピー

■ 保管方法

電子データ以外のものについては、吸収量算定担当者が施錠可能なロッカーにて管理保管する。

電子データについては、グリーンプラス側の共有サーバーに保管し、ファイアウォール、パスワード
でのセキュリティ対策を行う。

バックアップについては、保管責任者のPCにバックアップを作成し、パスワードにてセキュリティ
対策を行う。

保管期限は平成35年3月31日までとする。

(3) データの確認

吸収量算定担当者は、データ入力後に条件の近い林分におけるデータと比較して、
入力ミスや異常値がないかを確認する。

吸収量算定責任者は、データの集約、データの管理、データの確認、野外調査帳と
算定ファイル等に入力ミスがないか確認し、ダブルチェックを徹底する。

(4) 内部監査

吸収量算定責任者は、定期的(モニタリングの実施ごと)に、内部監査委員を任命し、任命された者が
監査を行い以下の役割を果たす。

- ① 全ての記録からデータをランダムに取り出して(無作為抽出調査)、定められた手順で、記録、入力、
確認が行われていることを確認する。
- ② 全ての記録からデータをランダムに取り出して(無作為抽出調査)、モニタリング報告書に表示された事項に対し、
方法論や本ガイドラインに準拠して適正に作成されていることを確認する。
- ③ 添付資料やモニタリング時に使用した野帳などの文書・記録及びデータの管理・保管が
適切に行われているかを確認する。
- ④ 教育訓練が適切に行われているか、実施報告書及び対象者へのインタビューにより確認する。
- ⑤ 前回の是正要求事項に対して適切な処置が行われているかを確認する。

(5) 測定機器の維持・管理

樹高測定器・面積測定器を適切な場所に保管し、モニタリング実施前に、点検、キャリブレーションを
実施する。実施記録・管理は大館北秋田森林組合が行う。

資料: 森林管理プロジェクト用モニタリングガイドライン(4cj: Ver.3.0)、

本プロジェクト用モニタリングマニュアル(グリーンプラス: Ver.2.0)、

マネジメントシステム進化論(中山康弘: 2009)秋田県間伐技術指針、組合担当者作成資料。

プロジェクト実施場所	大館北秋田森林組合 組合所在地: 北秋田市脇神字佐助岱 27 番地 2 事業の実施場所の住所・林班・小班・モニタリングポイント番号・面積の整合表						
	住所	林班	小班	モニタリングポイント 番号	面積(ha)		
	上小阿仁村仏社国見沢 128-2	16	32	A-1	0.20		
	上小阿仁村仏社国見沢 128-2	16	33	A-2~4	13.54		
	上小阿仁村仏社国見沢 156	17	15	B-1	0.87		
	上小阿仁村仏社国見沢 156	17	16	B-2	2.02		
	上小阿仁村五反沢国見沢 89-8	22	56	C-1~3	10.35		
	上小阿仁村五反沢国見沢 154	22	72	C-4	0.12		
	上小阿仁村五反沢国見沢 153	22	73	C-5	0.05		
	上小阿仁村五反沢国見沢 149	22	74	C-6	0.16		
	上小阿仁村五反沢国見沢 148	22	75	C-7	0.05		
	上小阿仁村五反沢国見沢 144	22	76	C-8	0.10		
	上小阿仁村五反沢国見沢 147	22	77	C-9	0.15		
	上小阿仁村五反沢国見沢 157	22	78	C-10	0.12		
上小阿仁村五反沢国見沢 137	22	79	C-11	0.15			
上小阿仁村五反沢タタラ沢 38-3	26	14	D-1~2	13.14			
プロジェクト対象面積	41.02ha						
プロジェクト期間	2007 年 10 月 10 日 ~2013 年 3 月 31 日(5 年 5 ヶ月)						
クレジット期間	2008 年 4 月 1 日 ~2013 年 3 月 31 日						
プロジェクト計画開始 届提出日							
妥当性確認終了日	2011年9月5日						
想定削減・吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計 ³
	t-CO2	120	191	292	286	278	1167
適用モニタリング方法 ガイドライン	オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン (森林管理プロジェクト用) ver.3.0						
適用方法論	方法論 番号	R001ver.4.1					
	方法論 名称	森林経営活動による CO2 吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)					

³ 合計の値から少数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

ダブルカウントの防止措置		
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	(プロジェクト代表事業者と同一の場合は記入不要)	印
ダブルカウントの防止措置内容	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています</p> <p>類似制度名: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p>理由: _____</p> <p>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要があります。</p>	

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

ホームページ

ホームページ URL: <http://green-plus.co.jp/doublecount.html>

出版物（環境報告書/定期刊行物）

その他 具体的に: _____

現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

公的な報告・公表制度には参加していません。

以下の公的な報告・公表制度に参加しています

地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。

「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名: _____

その他

具体的に: _____

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

備考欄

以上